

復興基本方針のポイント

1 基本方針の位置付け

東日本大震災からの復興に向けた、国による復興のための取り組みの基本方針。被災した地方自治体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取り組みの全体像を明らかにするもの。

2 経緯

復興構想会議の提言を受け止め、政府一丸となり、1か月で策定。

地方自治体や与野党の意見を、可能な限り反映(地方自治体については、調査票による意向調査に加えて意見交換会も開催)。

3 特徴

(1) 基本的考え方とともに、

- (a) 復興の3つの柱である、①災害に強い地域づくり、②地域における暮らしの再生、③地域経済活動の再生、
 - (b) 大震災の教訓を踏まえた国づくり、
 - (c) 原子力災害からの復興、
- のための主な復興施策を盛り込んだ。

現時点では、具体的な内容が固まっていない項目もあるが、速やかに事業ごとの計画・工程表を公表する予定。

(2) 復興を支援する仕組みとして、

- ① 「復興特区制度」や「使い勝手のよい交付金」の創設、
- ② 民間の力による復興の促進(「新しい公共」)等についても盛り込んだ。

(3) 事業規模と財源の確保の方法等についても盛り込んだ。

4 今後の課題

(1) 地方自治体… 復興計画の作成と実行

(2) 国 … 地方自治体の復興計画作成支援、特区等の法整備等